



協力

アイエス社労士事務所
特定社会保険労務士
所長 伊藤 悟

ビジネス （労務編） Q & A BUSINESS CONSULTATION ROOM

this month's QUESTION

従業員を新たに採用する場合に設定する 試用期間の意味について教えてください。

従業員を採用する場合には、いきなり本採用する場合と、一定期間はお試しで雇い入れ、その後その人の職務遂行能力や人格等を見極めてから本採用する場合があります。前者の場合は、過去に他社において十分な実績があるとか、信頼できる人からの推薦など、契約後の勤務が問題なく行われると確信できるケースに適します。反対に、他社の推薦はなく、まだ雇い入れてみなければその人の職務遂行能力等はわから

ないという場合は、試用期間を設けることをお勧めします。この試用期間の設定については、使用者が任意にできます。つまり法的な規制や義務はありません。また、期間の長さに関する法規制もありません。但し、その趣旨目的からして、あまりにも長い試用期間は、公序良俗に反して無効とされます（民法第90条）ので、ご注意ください。一般的には3カ月前後が妥当と考えます。場合によっては、1カ月とか2週間の設定もあります。試用期間の長さについては、その人が従事する業務の困難さに比例すると考えて下さい。つまり、容易な業務なら短く設定し、困難な業務に就かせるならば、長く設定してその人の資質を見極める必要があるということになります。試用期間中に採用した従業員に関して、①仕事のミスが多いこと、②ミスが重大であること、③再々の注意をしても改善されないこと、などの債務不履行が見られる場合は、改善指導を行います。改善指導は、口頭ではなく書面で渡した上で受け取りサインをしてもらいます。その書面とは別に改善宣誓書を出してもらいます。この手続きは、試用期間が3カ月ならば、採用日から約1カ月後に実施します。その後、それでもなお改善宣誓書内容基準に達していないというときは、このまま

改善されなければ、「試用期間満了日をもって雇用契約を解除します」という内容を記載した書面を渡す手続きに進めます。この際に、再度改善宣誓書②を渡します。2度目です。ところが再度改善されていないかたとなれば、試用期間満了30日前までに、試用期間満了日に契約を終了することを伝えます。これは、契約満了での終了となるが、解雇となるか、当初の契約書の記載内容によりますので、注意して下さい。試用期間満了といっても、無期契約であれば、解雇扱いとなってしまう。試用期間は、法的な意味は、「解雇しやすい、緩い、見極める期間」という意味に過ぎません。解雇は解雇ですからご注意ください。なお、解雇扱いトラブルを回避するのであれば、労基法第20条但し書きによる、採用日から14日以内の解雇でしたら、労基法所定の解雇予告手当は支払うことはなく即日解雇できますし、まだ雇用保険の資格取得手続きもとっていないと思われるので、雇用関係助成金不支給のペナルティもつかないこととなります。雇用保険の資格取得手続きは、採用日の属する月の翌10日です。比較的ゆっくりに行えば大丈夫です。試用期間だからと安易に考えず、慎重に手順を踏んで労務管理を行なって下さい。

改善されなければ、「試用期間満了日をもって雇用契約を解除します」という内容を記載した書面を渡す手続きに進めます。この際に、再度改善宣誓書②を渡します。2度目です。ところが再度改善されていないかたとなれば、試用期間満了30日前までに、試用期間満了日に契約を終了することを伝えます。これは、契約満了での終了となるが、解雇となるか、当初の契約書の記載内容によりますので、注意して下さい。試用期間満了といっても、無期契約であれば、解雇扱いとなってしまう。試用期間は、法的な意味は、「解雇しやすい、緩い、見極める期間」という意味に過ぎません。解雇は解雇ですからご注意ください。なお、解雇扱いトラブルを回避するのであれば、労基法第20条但し書きによる、採用日から14日以内の解雇でしたら、労基法所定の解雇予告手当は支払うことはなく即日解雇できますし、まだ雇用保険の資格取得手続きもとっていないと思われるので、雇用関係助成金不支給のペナルティもつかないこととなります。雇用保険の資格取得手続きは、採用日の属する月の翌10日です。比較的ゆっくりに行えば大丈夫です。試用期間だからと安易に考えず、慎重に手順を踏んで労務管理を行なって下さい。



真の発明を明かす ~Reveal Your True Invention~

特許業務法人 しんめいセンチュリー

所長 弁理士：兼子直久
副所長 弁理士：橋本 努
弁理士：林 洋志
弁理士：永戸道雄

愛知県豊橋市大手町92番地
あいおいニッセイ同和損保豊橋ビル7階
TEL. 0532-52-1131
E-mail: info@shinmei-cen.or.jp

特許・実案・意匠・商標

★海外35カ国!!
54の特許事務所と提携!!

- ・マドプロ国際商標出願
- ・PCT国際特許出願
- ・パリ条約外国出願



お困りごとを
専門の弁理士につなぐ
知財アクティブ
コンシェルジュ

JIPA (日本知的財産協会) 賛助会員
AIPPI・JAPAN (日本国際知的財産保護協会) 会員